

大分県報

令和五年
号外 (三二)
三月三十一日

(金曜日)

目次

規則

- 大分県立総合文化センター利用規則の一部改正……………一
- 生活保護法施行細則の一部改正……………二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正……………三
- 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正……………四
- 児童福祉法施行細則の一部改正……………四
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正……………五
- 大分県漁港管理条例施行規則の一部改正……………五

規則

大分県立総合文化センター利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第十六号

大分県立総合文化センター利用規則の一部を改正する規則

大分県立総合文化センター利用規則（平成十年大分県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の大ホール及び中ホールの項中

スモークマシン（ジュース別）	一台	二、四〇〇円以内
----------------	----	----------

令和五年三月三十一日

大分県報号外（規則）

オープンテープレコーダー 一台 一、四〇〇円以内

DAT 一台 一、三〇〇円以内

M D 一台 六〇〇円以内、黒板及び

一六ミリ映写機 一台 八、四〇〇円以内

オーバーヘッドプロジェクター 一台 一、七〇〇円以内を削り、「ビデオプロジ

スライドプロジェクター 一台 一、七〇〇円以内

「エクター」を「プロジェクター」に改め、

ビデオデッキ 一台 一、三〇〇円以内を削り、同表の練習室の

項中 ピアノ（フルコンサート） 一台 三、八〇〇円以内及び「M D」を削

り、同表の会議室の項中

三五ミリ映写機 一式 八、四〇〇円以内

一六ミリ映写機 一式 三、二〇〇円以内及び

ビデオプロジェクター（リア投影式） 一式 八、四〇〇円以内

オーバーヘッドプロジェクター 一式 一、三〇〇円以内

スライドプロジェクター	一式	一、三〇〇円以内	を削り、
-------------	----	----------	------

ビデオプロジェクター	を	プロジェクター	に改める。
------------	---	---------	-------

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の大分県立総合文化センターの附属設備及び器具の利用に係る利用料金の範囲について適用し、同日前の大分県立総合文化センターの附属設備及び器具の利用に係る利用料金の範囲については、なお従前の例による。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十七号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成十二年大分県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「保健所地域福祉室長（以下「地域福祉室長」という。）」を「保健所長」に改め、同条第二項中「地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第三条第一項及び第二項、第四条第三項、第九条並びに第十条中「地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第十二号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第十三号様式の別紙以外の部分中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同様式の別紙一（表面）中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同紙の（裏面）中「すゑこ」を「ゆい」に改め、同様式の別紙二中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同様式の別紙三中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同紙の注を次のように改める。

※ 住所及び氏名の欄は、それぞれ自由書していただく。

第十四号様式（その一）から第十五号様式まで、第十七号様式及び第十八号様式中「保健

所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。
第二十号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に

技能修得者氏名	続柄	性別	男・女	年齢	を
---------	----	----	-----	----	---

技能修得者氏名	年齢	に改める。
---------	----	-------

第二十一号様式（その一）中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同様式の（その二）中「年12月1日」を「年 月 日」に、「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同様式の（その三）中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第二十二号様式中「但し」を「ただし」に、「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第二十三号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第二十四号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に、「所室」を「所」に改める。

第二十五号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第二十五号様式の二及び第二十五号様式の三中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に、「所室」を「所」に改める。

第二十六号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第三十二号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「性別」を削る。

第三十五号様式中「所 長」を「所 長」に改める。

第三十六号様式、第三十八号様式、第三十九号様式、第四十一号様式及び第四十二号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第四十三号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の第十二号様式、第十三号様式から第十五号様式まで、第十七号様式、第十八号様式、第二十号様式から第二十六号様式まで、第三十二号様式、第三十五号様式、第三十

六号様式、第三十八号様式、第三十九号様式及び第四十一号様式から第四十三号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特

定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「保健所地域福祉室長（以下「地域福祉室長」という。）」を「保健所長」に改め、同条第二項中「地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第三条第一項及び第二項、第九条並びに第十条中「地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第一号様式中「印」を削る。

第八号様式中「印」を「区分」に改める。

第九号様式中「受領印」を「受領者」に改める。

第十号様式中「吏員印」を「職員名」に、「受領印」を「受領者」に改める。

第十一号様式中「吏員印」を「職員名」に改める。

第十二号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第十三号様式の別紙以外の部分中

収入の状況（別紙2）	関係先照会への同意（別紙3）	を
収入の状況（別紙2～4）	関係先照会への同意（別紙5）	に改め、「㊦」を

削り、「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同様式の別紙1（表面）中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」を削り、「ふひこ」を「ふたひこ」に改め

同紙の（裏面）中「ふひこ」を「ふたひこ」に改め、同様式の別紙2中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」、「平成」及び「ふひこ」を削り、同様式の別紙3中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」及び「平成」を削り、同様式の別紙4中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」及び「ふひこ」を削り、同様式の別紙5中「㊦」を削り、「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同紙に注として次のように加える。

注 住所及び氏名の欄は、それぞれ自書してください。

第十四号様式中「証ひょう書類」を「証拠書類」と、「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」を削る。

第十五号様式中「平成」を削り、「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」を削り、「ふひこ」を「ふたひこ」に、「かこみ」を「囲み」に、「かこんで」を「囲んで」に改める。

第十六号様式及び第十七号様式中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」を削る。

第十八号様式中「㊦」を削る。

第二十号様式中「平成」及び「㊦」を削る。

第二十一号様式（その二）及び（その三）中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」を削り、同様式の（その三）及び（その四）中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第二十一号様式の二中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第二十二号様式（その一）中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同様式の（その二）中「保健所地域福祉室長 殿」を「保健所長 殿」に改め、「㊦」を削り、「保健所地域福祉室長 殿」を「保健所長 殿」に改める。

第二十三号様式及び第二十三号様式の二中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」を削る。

第二十四号様式の別紙以外の部分中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同様式の（別紙）中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「㊦」を削り、「言いませう」を「いいませう」に改める。

第二十四号様式の二中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「当室」を「当所」に改める。

第二十四号様式の三中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第二十五号様式の別紙以外の部分中「保健所地域福祉室長」を「保健所長」に改め、「折返

「㊦」を「㊦」に改め、同様式の（別紙）中「~~保健所長~~」を「~~保健所長~~」に改め、「~~印~~」を削り、「~~申し込み~~」を「~~申込み~~」に改める。
 第二十六号様式中「~~添付印~~」を「~~添付書~~」に改め、「~~規程~~」を「~~本編~~」に改める。

第二十七号様式中「~~保健所地域福祉協議会~~」を「~~保健所~~」に改め、「~~印~~」を削る。

第二十八号様式中「~~地区~~」を「~~所~~」に改め、「~~㊦~~」及び「~~㊧~~」を削る。

第二十九号様式中「~~保健所地域福祉協議会~~」を「~~保健所~~」に改め、「~~㊦~~」を削り、「~~保健所地域福祉協議会~~」を「~~保健所長~~」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第一号様式、第八号様式から第十八号様式まで及び第二十号様式から第二十九号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十九号

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「保健所地域福祉室長（以下「地域福祉室長」という。）」を「保健所長」に改め、同条第三項中「地域福祉室長」を「保健所長」に改め、同条第四項中「地域福祉室長」を「保健所長」に、「法第二十七条第一項第三号及び第二項並びに第二十七条の第二項の」を「前項に規定する」に改める。

第七条から第九条までの規定中「地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

第十条中「地域福祉室長」を「知事又は保健所長」に改め、「（第一号様式）を」の下に「児童相談所（第三条第三項に規定する措置に係る負担金の額に変更を生じた場合に限る。）及び」を加え、「交付する」とともに、「負担金調定変更報告書（第七号様式）により知

事に報告しなければならない」を「交付しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保健所長は、前項の規定により負担金の額の変更をしたときは、負担金調定変更報告書（第七号様式）により知事に報告しなければならない。

第十一条及び第十二条中「地域福祉室長」を「保健所長」に改める。

別表第一の備考1の(4)及び別表第二の備考の(4)中「~~保健所~~」を「~~保健所~~」に改める。

第一号様式中「~~保健所地域福祉協議会~~」を「~~保健所長~~」に改め、同様式の注5中「~~地区~~」を「~~保健所~~」に改める。

第二号様式及び第四号様式中「~~㊦~~」を削り、「~~保健所~~」を「~~保健所長~~」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「~~保健所地域福祉協議会~~」を「~~保健所長~~」に改める。

第八号様式中「~~地区~~」を「~~保健所~~」に改める。

「年度」を「~~年度~~」に改める。

第九号様式中「~~保健所~~」を「~~保健所~~（~~地域福祉協議会~~）」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和六十二年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「~~㊦~~」及び注を削る。

第三号様式の二中「~~㊦~~」を削り、同様式の付表一中「~~かこむ~~」を「~~わかむ~~」に、「~~わかむ~~」を「~~わかむ~~」に改め、同様式の付表二中「~~わかむ~~」を「~~わかむ~~」に改め、同様式の付表三中「~~かこむ~~」を「~~わかむ~~」に、「~~わかむ~~」を「~~わかむ~~」に改め、同様式の付表四及び付表六中

「わかる」を「分かる」に改め、同様式の付表八中「かこむ」を「囲む」に、「わかる」を「分かる」に改め、同様式の付表九中「かこむ」を「囲む」に改める。

第三号様式の三中「出」を削り、同様式の備考2中「わかる」を「分かる」に改める。

第三号様式の四中「出」を削る。

第四号様式及び第四号様式の二中「保健所保健福祉部長」を「保健所長」に改める。

第四号様式の三中「保健所保健福祉部長」を「保健所長」に改め、同様式の備考3中「なつた」を「なつた」に改める。

第四号様式の四及び第四号様式の五中「保健所保健福祉部長」を「保健所長」に改める。

第四号様式の九中「保健福祉部」を「保健福祉」に改める。

第五号様式中「出」及び注を削る。

第十号様式の二及び第十号様式の二の二中「出」を削る。

第十号様式の二の三中「出」を削り、同様式の備考2中「わかる」を「分かる」に改める。

第十号様式の二の四中「出」を削る。

第十号様式の三及び第十号様式の六中「出」を削り、「あつては」を「あつては」に改め、注を削る。

第十号様式の七及び第十号様式の八中「出」を削り、「あつては」を「あつては」に改める。

第十号様式の八の二中「出」及び注を削る。

第十号様式の九中「出」を削り、同様式の注中「氏名を記載し、押印することによって、正確することができる。」を削り、同様式の添付書類3中「わかる」を「分かる」に改める。

第十号様式の十中「出」及び「注 氏名を記載し、押印することによって、正確することができる。」を削る。

第十号様式の十の二中「出」を削り、同様式の注中「氏名を記載し、押印することによって、正確することができる。」を削り、同様式の添付書類3中「わかる」を「分かる」に改める。

第十号様式の十一中「出」を削り、「あつた」を「あつた」に改め、同様式の添付書類3中「わかる」を「分かる」に改める。

第十一号様式中「出」を削る。

第十二号様式中「出」及び注を削る。

第十三号様式及び第十六号様式中「出」を削る。

第十七号様式中「出」を削る。

第十八号様式中「出」及び注を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の第三号様式から第四号様式の五まで、第四号様式の九、第五号様式、第十号様式の二から第十号様式の三まで、第十号様式の六から第十号様式の八の二まで、第十号様式の九から第十三号様式まで及び第十六号様式から第十八号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年大分県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第三項」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十二号

大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

大分県漁港管理条例施行規則(昭和三十四年大分県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「第四条各号」を「第六条各号」に改め、同条第四号中「同条第六項」を「同条第八項」に、「第七条」を「第四十四条の九」に、「第六条第七項」を「第六条第九項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（規則）